

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（学校徴収金の外部委託特集号） 2025年7月22日 NO. 738

都内自治体では給食費を始めとする学校徴収金の無償化が進展 23区では学校徴収金の全てが無償化となることも夢ではない？

2025年1月時点で、都内62自治体すべてで学校給食費の完全無償化が実現しました。東京都による23区への2分の1補助、市町村への8分の7補助が、大きく影響しています。

国段階では、2月17日の国会で、石破首相は、小学校給食費の無償化について「2026年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」、中学校給食費については「可能な限り速やかに実現したい」との画期的な答弁を行いました。その後の3党（自由民主党、公明党、日本維新の会の3党）合意、6月の骨太方針でも再確認されています。

公会計化については、現在でも多くの自治体で学校長名での私費会計処理が行われています。半数の自治体（32自治体）で、公会計化等を実施しています。世田谷区や町田市では、公会計化の導入によって事務職員が支払い業務を担うことになり、過重負担となっています。

墨田区や品川区、荒川区、足立区、葛飾区などでは、教材費や移動教室・修学旅行費、卒業アルバム費の無償化がなされています。給食費の無償化の次は、教材費などの他の学校徴収金の無償化が続くものと推測されます。近い将来に給食費が国の負担となれば、それまで給食費に充てていた予算、浮いた予算は他に回すことができます。財政的に余裕のある23区自治体では、全ての学校徴収金が無償化されることも夢ではありません。

東京都教育委員会による学校徴収金等の外部委託（アウトソーシング）を注視しています

中央教育審議会の答申が示した提言では、「学校・教師が担う業務に係る3分類14項目」がありました。そのうち、東京都教育委員会は、「小・中学校において、学校・教員以外でも担うことが可能な業務について段階的に外部委託（アウトソーシング）を推進」との考えを2月に公表しています。具体例として、学校徴収金管理、学校施設開放手続き、就学時健康診断などをあげています。

学校徴収金の徴収・管理は、「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。事務職員も、教員も、できればやりたくないと考えている業務です。しかし、無批判的に、外部委託を「推進させる」との姿勢でいいのか、疑問です。今後の動向を注視し、真に教職員の「業務負担の軽減」と労働条件の「改善」となるよう取り組んでいきます。委託先の労働者の労働条件（低賃金・不安定雇用など）も、気になるところです。

学校徴収金の外部委託に関する質問と回答

質問1. 「モデル校4校（小・中・高・特各1校）」の校名と「精査結果」を、特に「評価」を明らかにしていただきたい。

回答. 学校名につきましては公表しておりませんのでお示しすることができません。

質問2. 「基本的には学校以外が担うべき業務」を「外部委託（アウトソーシング）」とする理由を明らかにしていただきたい。

外部委託の他にも、区市町村教育委員会が担う方法（給食係や学事係の定数増と予算増が必要）や学校事務職員が担う方法（都費事務職員や区市費事務職員の定数増と公会計化等の適法化が必要）なども考えられますが、これらの方法の是非も検討したのでしょうか。

回 答. 業務の負担軽減のための方策の一つとして外部委託を想定しています。業務の内容により、どのような方策が適切かは引き続き検討してまいります。

質問3. 「外部委託」には、学校の負担がなくなる・軽くなるという「改善」となる面もあると考えますが、低賃金・不安定雇用の労働者を生み出すという問題点もあると考えますが、どうか。

回 答. ご意見として承ります。

質問4. 外部委託の対象として考えられている業務は、「学校徴収金管理、学校施設開放手続き、就学時健康診断など」のほか、何を想定しているのか。

回 答. 今後、地区教育委員会や学校等にヒヤリングを行い、候補となる業務を検討してまいります。

質問5. 委託される学校徴収金には、どこまでが含まれるのか。学校給食費のみならず、教材費、遠足・社会科見学費、修学旅行費なども含まれるのか。

回 答. 今後、実施地区と調整の上、決定します。

質問6. 委託先は、東京都教育支援機構（TEPRO）を想定しているのか。民間の会社も対象となるのか。

回 答. 令和7年度は、東京都教育支援機構（TEPRO）と契約を締結しています。

質問7. 学校徴収金の外部委託の場合、どういう業務が学校に残り、どういう業務が委託先に移行するのかを明らかにされたい。

回 答. 今後、実施地区と調整の上、決定します。

質問8. 「令和7年度に150校程度（5区市町村教育委員会）」とあるが、何年計画で実施する予定か。今後の見通し、スケジュールを明らかにされたい。

回 答. 次年度以降については、執行状況等を踏まえ、検討していきます。

質問9. 学校徴収金等の外部委託業務は、教育庁の中のどこが所管課となるのか。

回 答. 人事部勤労課にて所管しています。

質問10. 区市町村によって、学校徴収金の在り方は様々なのが現状です。給食費の無償化は全都共通しているが、教材費や修学旅行費の無償化は様々です。東京都教育委員会は、区市町村教育委員会に対して「技術的助言」ができますが、全都一律に実施できると考えているのか。

実施するかどうかは、区市町村教育委員会の「判断」によると考えますが、どうか。

回 答. 事業への参加の可否は、区市町村教育委員会との協議により決定しています。

質問11. 学校徴収金業務を事務職員が担っている実態もあり、職務内容の変更は職員団体との話し合いが必要と考えるが、どうか。

回 答. 管理運営事項に含まれるものと認識しています。

質問12. 話し合いの前提として、質問事項には誠意をもって回答していただきたい。

回 答. 回答すべき事項、内容については、適切に対応いたします。

質問13. 「コンサルタントを活用した業務改革支援」「令和7年度規模20校」（5区市町村教育委員会 20校）の意味が分かりません。説明してください。

回 答. コンサルタントを活用し、各学校の状況に応じた業務改革を支援する事業です。実施規模として、令和7年度予算では5つの区市町村教委を選定し、各地区それぞれ2～4校を対象としています。